

Ⅲ その他

第6章 資料編

第6章 資料編

6-1 汚水処理人口普及率

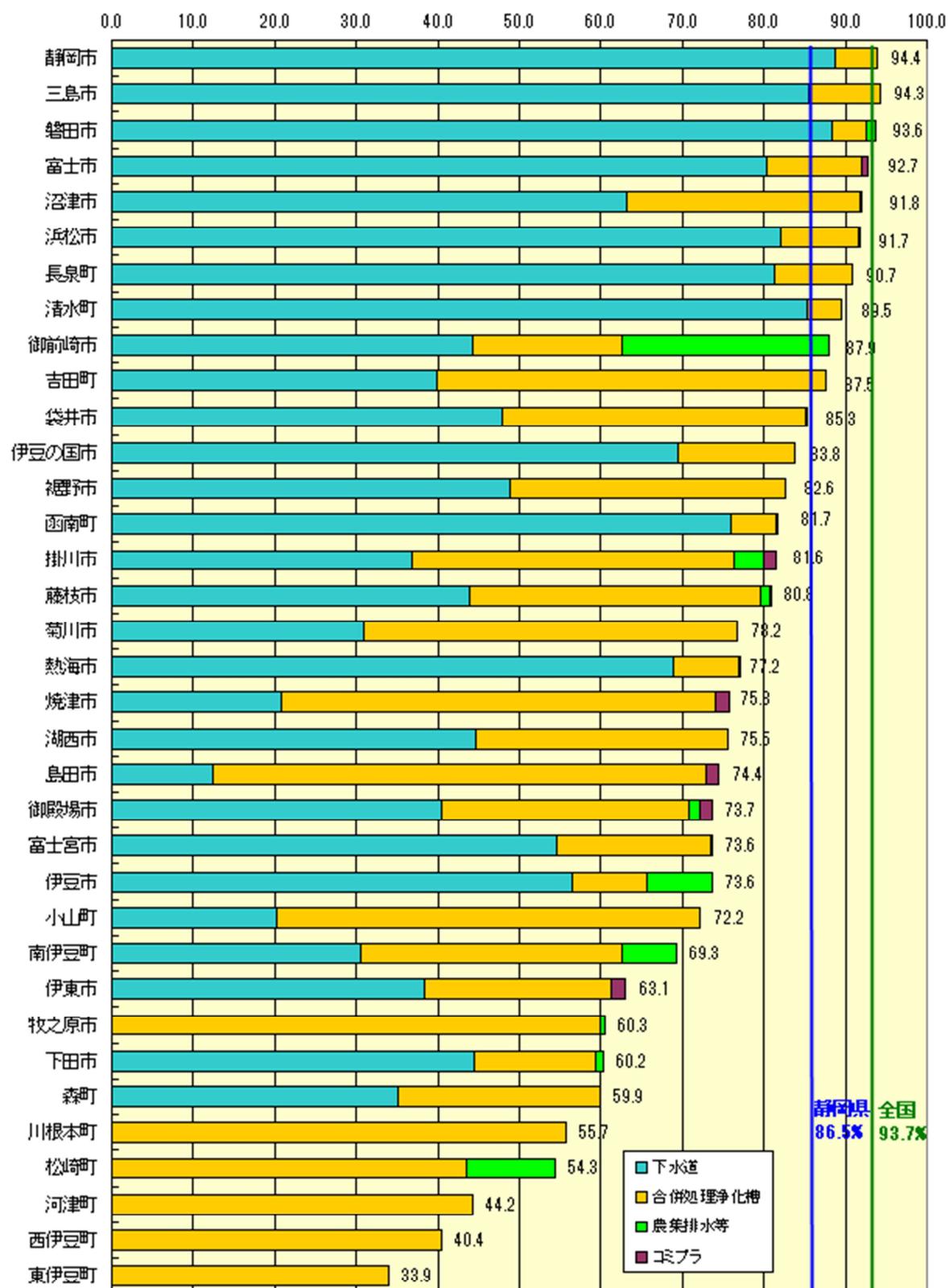
本県の令和6年度末における汚水処理人口普及率は86.5%であり、前年度末の85.7%に比べて0.8%上昇しました。しかしながら、全国平均の93.7%よりも低い（全国47都道府県中36位）状況となっています。

令和6年度末静岡県における地区別汚水処理人口普及率

市町名	人口 (人)	人口 (千人)	汚水(合計)			下水道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント		
			処理人口 (千人)	普及率 (%)	普及率 順位	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	
静岡市	670,258	670	633	94.4	1	594	88.6	4	0.6	35	5.3	0	0.0	
浜松市	781,011	781	716	91.7	6	640	82.0	2	0.2	74	9.5	0	0.0	
伊豆地区	熱海市	33,000	33	25	77.2	18	23	68.8	0	0.3	3	8.0	0	0.0
	伊東市	63,974	64	40	63.1	27	25	38.4	0	0.0	15	22.8	1	1.8
	下田市	19,016	19	11	60.2	29	8	44.4	0	0.8	3	15.0	0	0.0
	東伊豆町	11,014	11	4	33.9	35	0	0.0	0	0.0	4	33.9	0	0.0
	河津町	6,300	6	3	44.2	33	0	0.0	0	0.0	3	44.2	0	0.0
	南伊豆町	7,259	7	5	69.3	26	2	30.6	1	6.7	2	31.9	0	0.0
	松崎町	5,589	6	3	54.3	32	0	0.0	1	10.7	2	43.6	0	0.0
	西伊豆町	6,568	7	3	40.4	34	0	0.0	0	0.0	3	40.4	0	0.0
計	152,720	153	95	61.9		58	37.9	1	0.9	34	22.3	1	0.8	
東部地区	沼津市	184,563	185	169	91.8	5	116	63.1	0	0.0	53	28.6	0.1	0.1
	三島市	104,401	104	98	94.3	2	89	85.5	0	0.0	9	8.8	0	0.0
	富士宮市	126,349	126	93	73.1	23	69	54.6	0	0.1	24	18.9	0	0.0
	富士市	245,514	246	228	92.7	4	197	80.3	0	0.0	28	11.6	2	0.8
	御殿場市	82,979	83	61	73.7	22	34	40.4	1	1.3	25	30.4	1	1.5
	裾野市	48,375	48	40	82.6	13	24	48.9	0	0.0	16	33.7	0	0.0
	伊豆市	27,404	27	20	73.6	23	15	56.5	2	7.9	3	9.2	0	0.0
	伊豆の国市	45,791	46	38	83.8	12	32	69.4	0	0.0	7	14.4	0	0.0
	函南町	36,006	36	29	81.7	14	27	75.9	0	0.3	2	5.5	0	0.0
	清水町	31,501	32	28	89.5	8	27	85.3	0	0.0	1	4.2	0	0.0
	長泉町	43,480	43	39	90.7	7	35	81.2	0	0.0	4	9.5	0	0.0
小山町	16,766	17	12	72.2	25	3	20.3	0	0.0	9	51.9	0	0.0	
計	993,129	993	857	86.3		669	67.4	4	0.4	181	18.2	3	0.3	
中部地区	島田市	94,270	94	70	74.4	21	12	12.4	0	0.0	57	60.5	1	1.5
	焼津市	134,668	135	102	75.8	19	28	20.8	0	0.0	72	53.2	2	1.8
	藤枝市	139,290	139	113	80.8	16	61	43.8	2	1.2	50	35.7	0.1	0.1
	牧之原市	41,970	42	25	60.3	28	0	0.0	0	0.4	25	60.0	0	0.0
	吉田町	28,844	29	25	87.5	10	11	39.8	0	0.0	14	47.6	0	0.0
	川根本町	5,631	6	3	55.7	31	0	0.0	0	0.0	3	55.7	0	0.0
計	444,673	445	338	76.1		112	25.2	2	0.4	221	49.6	4	0.9	
西部地区	磐田市	164,914	165	154	93.6	3	146	88.4	2	1.0	7	4.2	0	0.0
	掛川市	114,678	115	94	81.6	15	42	36.8	4	3.6	45	39.5	2	1.6
	袋井市	87,635	88	75	85.3	11	42	47.9	0	0.3	32	37.1	0	0.0
	湖西市	56,971	57	43	75.5	20	25	44.7	0	0.0	18	30.8	0	0.0
	菊川市	46,961	47	37	78.2	17	15	30.9	0	0.0	22	45.8	1	1.5
	御前崎市	29,479	29	26	87.9	9	13	44.3	7	25.3	5	18.3	0	0.0
	森町	16,871	17	10	59.9	30	6	35.1	0	0.0	4	24.8	0	0.0
計	517,509	518	436	83.6		289	55.3	14	2.6	131	25.2	3	0.5	
県計	3,559,300	3,559	3,077	86.5		2,362	66.4	26	0.7	678	19.1	11	0.3	
全国計	123,964,004	123,964	116,126	93.7		101,397	81.8	2,835	2.3	11,746	9.5	148	0.1	

※「農業集落排水等」は「農業集落排水」と「漁業集落排水」の合計とした。

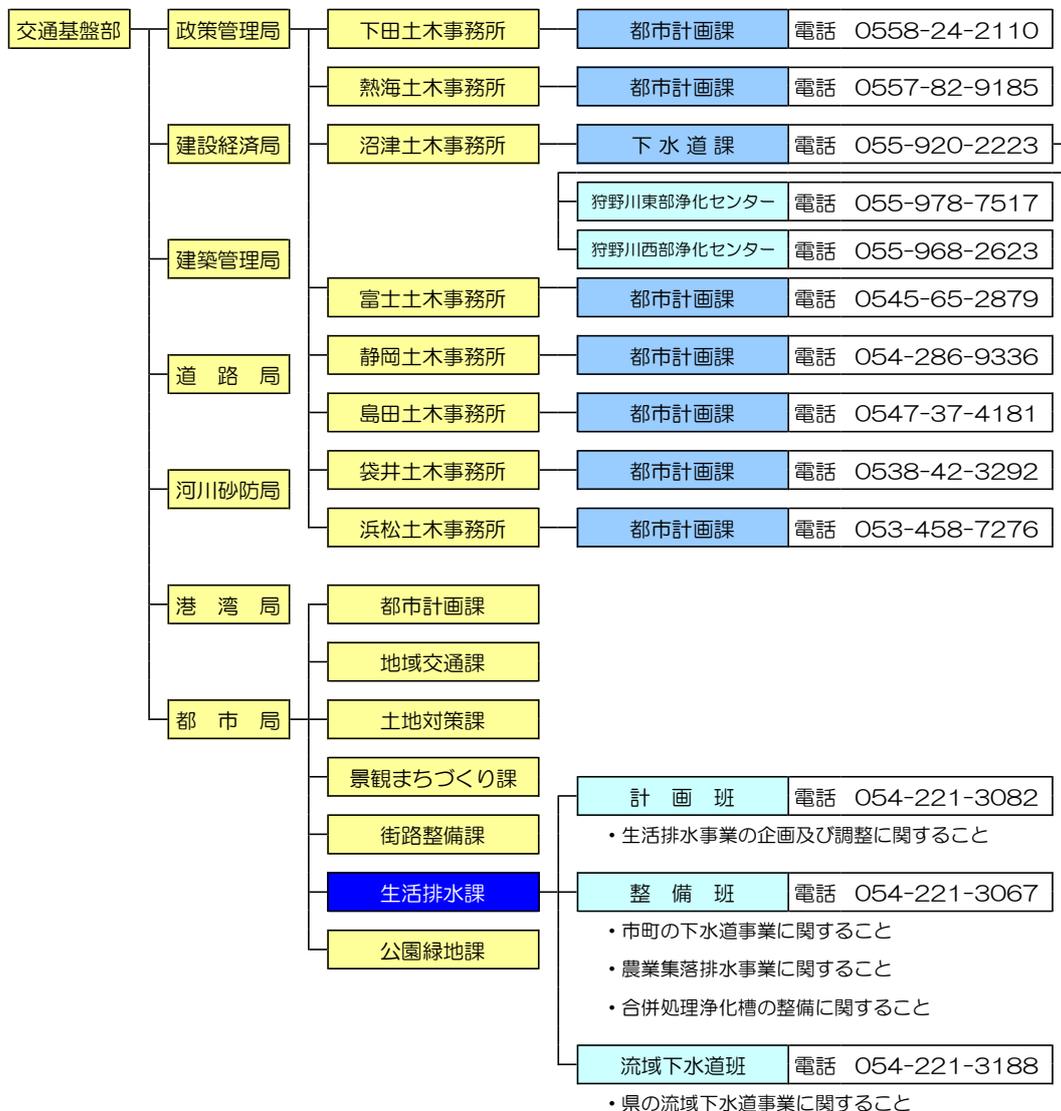
令和6年度 污水处理人口普及率



6-2 連絡先一覧

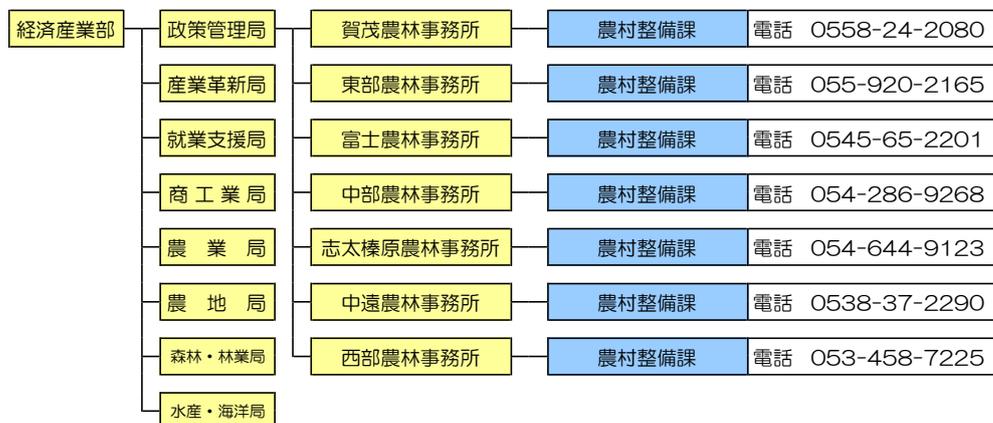
(1) 県の機構

[下水道]

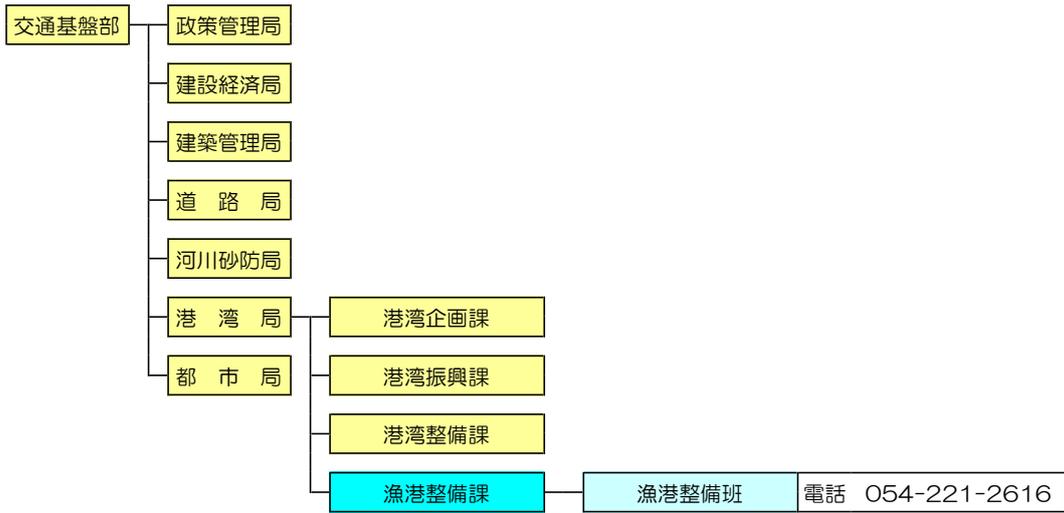


[その他]

～ 農業集落排水 ～

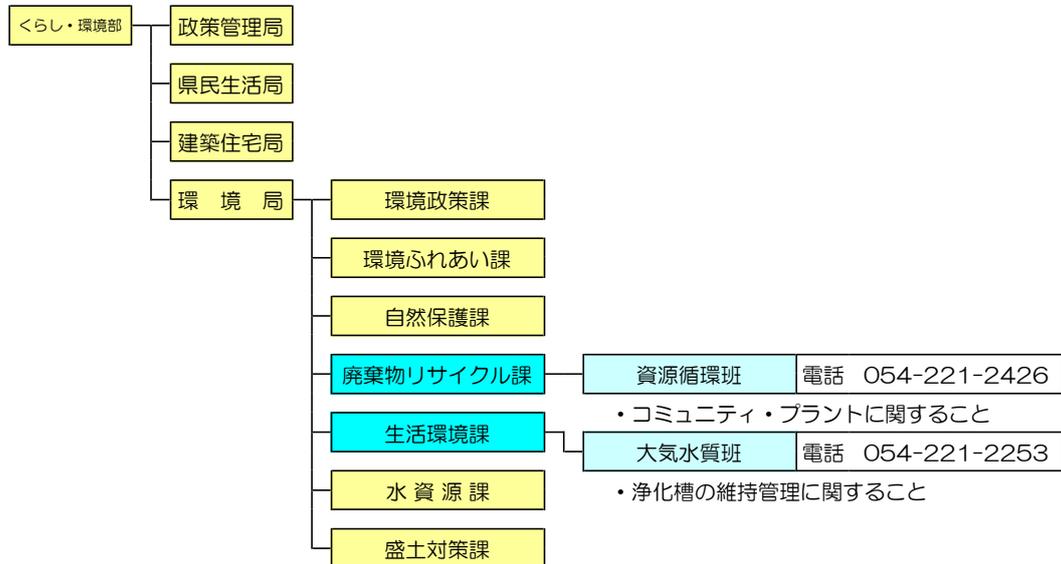


～ 漁業集落排水 ～



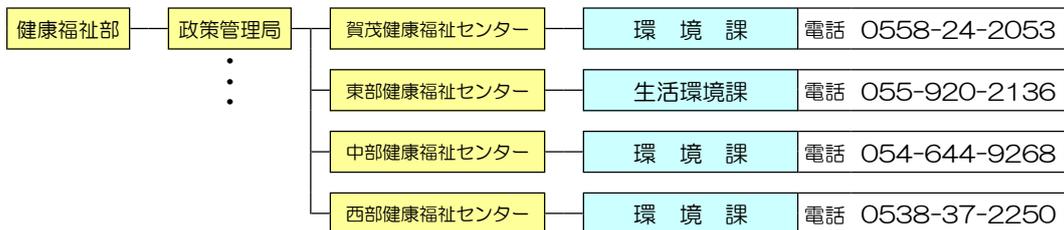
・漁業集落排水の整備及び維持管理に関すること

～ コミュニティ・プラント 及び 合併処理浄化槽 ～



・コミュニティ・プラントに関すること

・浄化槽の維持管理に関すること



(2) 市町の機構

(令和7年度)

所管	コード	市町名	区分	担当課名	電話番号	FAX番号	FAX所在地	
下田土木管内	22219	下田市	下水道	上下水道課	0558-22-1200	0558-23-3754	上下水道課	
			浄化槽	環境対策課	0558-22-2213	0558-22-2287	環境対策課	
			都市下水路	上下水道課	0558-22-1200	0558-23-3754	上下水道課	
	22301	東伊豆町	下水道	建設整備課	0557-95-6303	0557-95-0122	本庁3階	
			都市下水路					
			農集排					
	22302	河津町	浄化槽	住民福祉課	0557-95-6203	0557-95-3896	本庁2階	
			浄化槽	町民生活課	0558-34-1932	0558-34-1404	庁舎1階	
			農集排	産業振興課	0558-34-1946			
	22304	南伊豆町	都市下水路	町民生活課	0558-34-1932			
			下水道	生活環境課	0558-62-6270	0558-63-0018	地域整備課	
	浄化槽							
22305	松崎町	下水道	企画観光課	0558-42-3964	0558-42-3183	本庁2階		
		浄化槽	生活環境課	0558-42-3969	0558-42-3184	本庁1階		
農集排								
22306	西伊豆町	下水道	環境課	0558-53-1408	0558-53-1803	クリーンセンター内		
		浄化槽						
		農集排					産業振興課	0558-52-1966
熱海土木管内	22205	熱海市	下水道	公営企業部	下水道課	0557-86-6525	0557-86-6527	第2庁舎2階
			漁集排					
			浄化槽					
	22208	伊東市	下水道	上下水道部	下水道課	0557-32-1822	0557-37-0700	下水道課
浄化槽			市民部	環境課	0557-32-1374	0557-38-3088	環境課	
		都市下水路	上下水道部	下水道課	0557-32-1822	0557-37-0700	下水道課	
沼津土木管内	22203	沼津市	下水道	水道部	下水道整備課	055-934-4864	055-934-0569	水道部庁舎2階
			漁集排					
			都市下水路					
			浄化槽	生活環境部	クリーンセンター管理課	055-933-0711	055-931-7724	クリーンセンター管理課
	22206	三島市	下水道	都市基盤部	下水道課	055-983-2664	055-976-6160	中央町別館3階
			浄化槽		生活排水対策室	055-983-2662		
			都市下水路					
	22215	御殿場市	下水道(汚水)	環境市民部	下水道課	0550-82-4223	0550-84-5113	下水道課
			浄化槽			0550-84-5111		
			農集排					
			下水道(雨水)			都市建設部	管理維持課	
			都市下水路		道路河川課	0550-82-4221		
	22220	裾野市	下水道	水道部	上下水道工務課	055-995-1835	055-995-1897	本庁2階
			浄化槽	環境市民部	生活環境課	055-995-1816	055-992-4447	本庁1階
			農集排	産業振興部	農林振興課	055-995-1823	055-995-1864	本庁2階
			都市下水路	建設部	建設課	055-995-1855	055-993-6318	本庁2階
22222	伊豆市	下水道	建設部	上下水道課	0558-83-3901	0558-75-7177	上下水道課	
		農集排						
		浄化槽	市民部	環境衛生課	0558-72-9857	0558-72-9899	環境衛生課	
22225	伊豆の国市	下水道	都市整備部	下水道課	055-948-2920	055-948-4031	別館1階	
		都市下水路						市民環境部
		浄化槽						
22325	函南町	下水道	建設経済部	上下水道課	055-979-8119	055-979-4593	上下水道課	
		都市下水路						
		農集排						
		浄化槽	厚生部	環境衛生課	055-979-8112	055-978-3027	環境衛生課	
22341	清水町	下水道	都市計画課		055-981-8222	055-973-1809	庁舎別館2階	
		都市下水路			055-981-8232			
		浄化槽			くらし安全課	055-981-8216		055-973-1711

所管	コード	市町名	区分	担当課名	電話番号	FAX番号	FAX所在地					
沼津土木管内	22342	長 泉 町	下水道	都市環境部門	上下水道課	055-989-5524	055-989-5997	上下水道サービスセンター				
			浄化槽		くらし環境課	055-989-5514	055-986-5905	行政課				
			農集排		産業振興課	055-989-5516	055-989-5564	産業振興課				
	22344	小 山 町	下水道	都市基盤部	上下水道課	0550-76-6125	0550-76-6050	本庁2階				
浄化槽			企画総務部	くらし環境課	0550-76-6130	0550-76-4770	本庁1階					
富士土木管内	22207	富 士 宮 市	下水道(汚水)	水道部	下水道課	0544-22-1174	0544-22-1208	本庁5階				
			下水道(雨水)	都市整備部	河川課	0544-22-1241						
			都市下水路	水道部	下水道課	0544-22-1173						
			浄化槽			0544-22-1172						
	22210	富 士 市	下水道	上下水道部	下水道建設課	0545-67-2840	0545-67-2895	富士総合庁舎6階				
			浄化槽		生活排水対策課	0545-67-2850	0545-67-2897					
		都市下水路	建設部	河川課	0545-55-2834	0545-51-0360	消防防災庁舎5階					
島田土木管内	22209	島 田 市	下水道(汚水)	都市基盤部	下水道課	0547-35-7720	0547-35-7410	(島田浄化センター)下水道課				
			浄化槽			0547-45-3358	0547-45-3386	島田市クリーンセンター				
			下水道(雨水)			建設課	0547-36-7186	0547-37-8200	本庁2階行政総務課			
			都市下水路	産業観光部	農林整備課		0547-36-7170	0547-37-8200	本庁2階行政総務課			
			22212	焼 津 市	下水道	上下水道部	下水道課	054-624-8300	054-624-8305	水道庁舎		
	浄化槽	上下水道部			下水道課	054-628-7408	054-626-1762	小屋敷環境管理センター				
	都市下水路	建設部			河川課	054-626-2173	054-626-9416	本庁舎5階				
	22214	藤 枝 市	下水道(汚水)	環境水道部	下水道課	054-644-8187	054-643-3580	(藤枝市浄化センター)下水道課				
			浄化槽			054-644-1181						
			農集排			054-644-8185						
			都市下水路	都市建設部	基盤整備局 河川課	054-643-3516	054-643-3360	本庁東館2階				
						下水道(窓口)	くらし環境課		0547-56-2236	0547-56-1117	本庁1階	
	22226	牧 之 原 市	下水道	建設部	都市住宅課	0548-53-2633	0548-52-3772	相良庁舎2階				
			都市下水路						市民生活部	環境課	0548-53-2609	0548-53-2889
浄化槽			産業経済部	農林水産課	0548-53-2618	0548-52-3772	相良庁舎2階					
農集排			上下水道課		0548-33-1100	0548-33-0362	庁舎2階					
袋井土木管内	22211	磐 田 市	下水道(汚水)	環境水道部	上下水道工事課	0538-58-3287	0538-58-3271	福田支所2階				
			農集排			0538-58-3281						
			浄化槽			上下水道総務課			0538-58-3086	0538-58-3123		
			都市下水路	建設部	道路河川課	0538-37-4993	0538-32-3948	西庁舎2階				
						下水道(雨水)	上下水道部	下水道課	0537-21-1170	0537-21-1220	(掛川浄化センター)下水道課	
	都市下水路	都市建設部	土木防災課	0537-21-1153	0537-21-1165	本庁3階						
	22216	袋 井 市	下水道(汚水)	環境水道部	下水道課	0538-84-6082	0538-84-6083	本庁3階				
			農集排			0538-84-6081						
			浄化槽			(設置)下水道課			0538-44-3185			
			都市下水路	(管理)廃棄物対策課	0538-44-3166	0538-42-3367						
			都市下水路	都市建設部	土木防災課		0538-44-3130	0538-42-3367	本庁3階			
	22223	御 前 崎 市	下水道	市民生活部	上下水道課	0537-85-1126	0537-85-1150	上下水道課				
浄化槽			建設経済部						都市整備課	0537-85-1122	0537-85-1145	建設課
農集排												

所管	コード	市町名	区分	担当課名	電話番号	FAX番号	FAX所在地					
袋井土木管内	22224	菊川市	下水道	生活環境部	下水道課	0537-35-0945	(菊川浄化センター) 下水道課					
			浄化槽			0537-35-0933						
			農集排	建設経済部	農林課	0537-35-0940		0537-35-2114	(庁舎3F)農林課			
	都市下水路	都市計画課	0537-35-0931			0537-35-2115	(庁舎3F)建設課					
	22461	森町	下水道	上下水道課		0538-85-6327	0538-85-6339	本庁1階				
			浄化槽	住民生活課		0538-85-6314	0538-85-6311	別館1階				
都市下水路			建設課		0538-85-6322	0538-85-4419	別館2階					
浜松土木管内	22221	湖西市	下水道	環境部	上下水道課	053-574-2211	053-576-3133	上下水道課				
			浄化槽			053-574-2212						
			都市下水路	都市整備部	土木課	053-576-4545			053-576-1897	土木課		
-	22100	静岡市	下水道(汚水)	上下水道局 下水道部	下水道計画課	054-270-9214	054-270-9216	下水道計画課				
			下水道(雨水)	建設局 土木部	河川課	054-221-1342	054-221-1597	河川課				
			都市下水路									
			浄化槽	環境局	廃棄物対策課	054-221-1264	054-221-1564	廃棄物対策課				
			農集排	経済局 農林水産部	農地整備課	054-354-2333	054-354-2069	農地整備課				
-	22130	浜松市	下水道(汚水)	上下水道部	下水道工事課	053-474-7514	-	下水道工事課				
			下水道(雨水)									
			都市下水路									
			浄化槽						お客さまサービス課	053-474-7915	053-474-8009	お客さまサービス課
			農集排						天竜上下水道課	053-922-0038	053-922-0039	天竜上下水道課

【下水道関連】 下田土木事務所 都市計画課 TEL 0558-24-2110 富士土木事務所 都市計画課 TEL 0545-65-2243
熱海土木事務所 都市計画課 TEL 0557-82-9185 静岡土木事務所 都市計画課 TEL 054-286-9335
沼津土木事務所 下水道課 TEL 055-920-2223 島田土木事務所 都市計画課 TEL 0547-37-4181
狩野川東部浄化センター TEL 055-978-7517 袋井土木事務所 都市計画課 TEL 0538-42-3292
狩野川西部浄化センター TEL 055-968-2623 浜松土木事務所 都市計画課 TEL 053-458-7276

【農業集落排水関連】 賀茂農林事務所 農村整備課 TEL 0558-24-2080 志太榛原農林事務所 農村整備課 TEL 054-644-9123
東部農林事務所 農村整備課 TEL 055-920-2165 中遠農林事務所 農村整備課 TEL 0538-37-2290
富士農林事務所 農村整備課 TEL 0545-65-2201 西部農林事務所 農村整備課 TEL 053-458-7225
中部農林事務所 農村整備課 TEL 054-286-9268

【浄化槽関連】 賀茂健康福祉センター 環境課 TEL 0558-24-2053 中部健康福祉センター 環境課 TEL 054-644-9268
東部健康福祉センター 生活環境課 TEL 055-920-2136 西部健康福祉センター 環境課 TEL 0538-37-2250

【日本下水道事業団】 静岡事務所 TEL 054-221-5611 FAX 054-221-5612

6-3 災害時支援体制(下水道)

静岡県では、将来発生が予想される東海地震等の大規模災害から県民の生命、身体及び財産を保全するため、「静岡県下水道防災計画」を平成29年4月に策定しました。

この計画は、地震が発生する前の対策や地震が発生した後の対策として、下水道防災関係機関相互の協力体制の整備や資機材の整備等の方針を定め、下水道施設の被災予防や迅速な復旧対策を行うことを目的としています。

また、県内及び他の自治体の下水道施設が災害により被害を受け、被災した自治体独自では対応できない場合に備え、県は各関係団体と「下水道支援に関するルール」を定め、広域的な下水道事業関係間の支援体制を整えています。

- 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

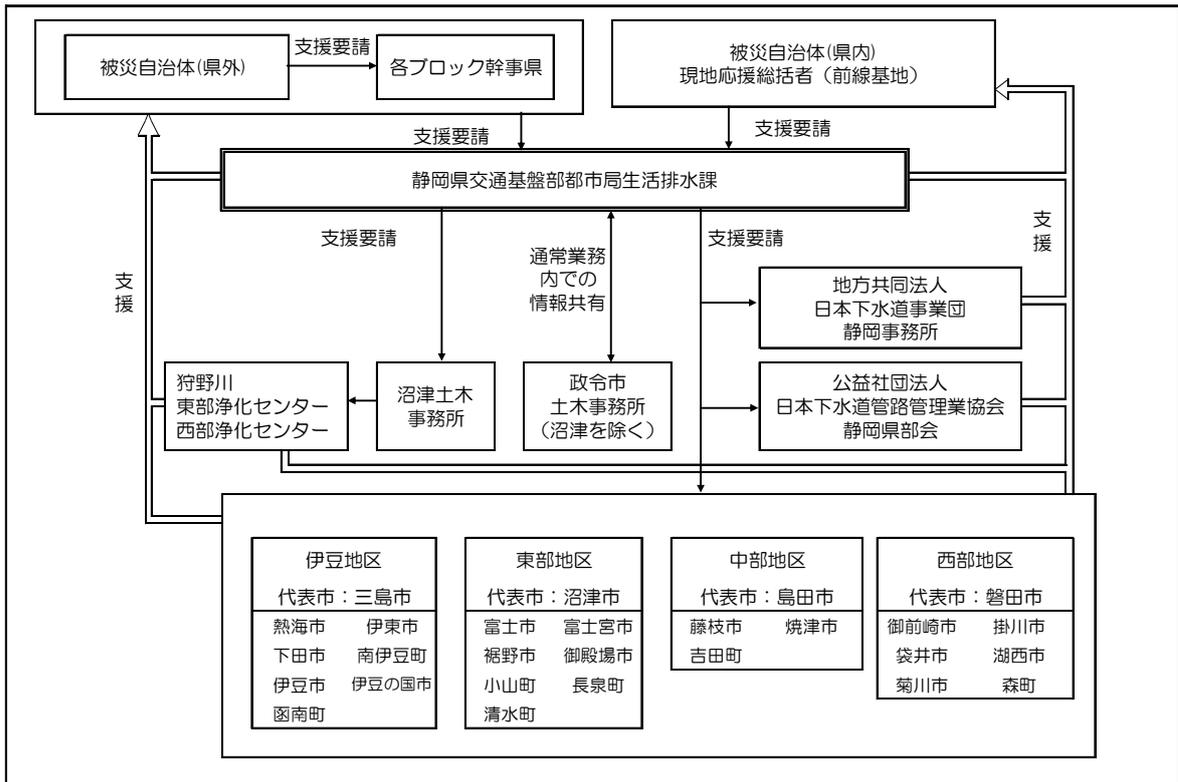
(策定：平成20年7月15日，最終改正：令和4年11月1日)

10県4市(新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市)における下水道災害時の相互支援に関するルール

- 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

(策定：平成20年8月1日，最終改正：平成30年4月2日)

1都9県8市(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、川口市、八王子市、横須賀市)における下水道災害時の支援に関するルール



静岡県と(公社)日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県支部とは、静岡県地震対策推進条例に基づき、下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速にするため、「災害時における応急対策業務に関する協定」を平成15年に締結しています。

6-4 協議会等

静岡県生活排水処理事業連絡調整協議会

生活排水処理事業の円滑な執行を図ることを目的として、各事業の担当課で連絡調整を行っています。

事業名	補助金所管課	所管法	法所管課	管理主体
公共下水道事業	交通基盤部都市局生活排水課	下水道法	交通基盤部都市局生活排水課	市町
農業集落排水事業	交通基盤部都市局生活排水課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・組合
漁業集落排水事業	交通基盤部港湾局漁港整備課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・組合
コミュニティ・プラント整備事業	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課	市町・組合
		浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	
合併処理浄化槽設置整備事業	交通基盤部都市局生活排水課	浄化槽法	くらし・環境部環境局生活環境課	市町・個人

静岡県下水道防災連絡会議

静岡県下水道防災計画をはじめ、本県下水道の防災に関する事項について協議するため、県、市町、(地方共同)日本下水道事業団及び(公社)日本下水道管路管理業協会が構成されています。

流域下水道事業推進協議会

静岡県が施行する流域下水道事業の実施に関し、この事業の推進に関する事務の管理及び執行について各関係市町が相互に連絡調整を図ることを目的としています。

狩野川流域下水道東部処理区事業推進協議会と狩野川流域下水道西部処理区事業推進協議会があります。

6-5 下水道法

下水道事業は、下水道法の規定に基づいて進められています。

規定事項	公共下水道	流域下水道	雨水流域下水道	都市下水路
管理	第3条	第25条の22	第25条の22	第26条
事業計画の策定	第4条	第25条の23	第25条の23	-
事業計画に定めるべき事項	第5条	第25条の24	第25条の24	-
事業計画の要件	第6条	第25条の25	第25条の25	-
構造の基準	第7条	第25条の30	第25条の30	-
放流水の水質の基準	第8条	第25条の30	第25条の30	-
供用開始の公示等	第9条	-	-	-
供用開始の通知等	-	第25条の26	第25条の26	-
排水設備の設置等	第10条	-	-	-
排水に関する受忍義務等	第11条	-	-	-
使用開始等の届出	第11条の2	第25条の30	-	-
水洗便所への改造義務等	第11条の3	-	-	-
除害施設の設置等	第12条	第25条の30	-	-
特定事業場からの下水の排除の制限	第12条の2	第25条の30	-	-
特定施設の設置等の届出	第12条の3	第25条の30	-	-
特定施設の構造等の変更の届出	第12条の4	第25条の30	-	-
計画変更命令	第12条の5	第25条の30	-	-
実施の制限	第12条の6	第25条の30	-	-
氏名の変更等の届出	第12条の7	第25条の30	-	-
承継	第12条の8	第25条の30	-	-
事故時の措置	第12条の9	第25条の30	-	-
流域下水道管理者への通知	第12条の10	-	-	-
除害施設の設置等	第12条の11	第25条の30	-	-
水質の測定義務等	第12条の12	第25条の30	-	-
排水設備等の検査	第13条	第25条の30	-	-
使用制限	第14条	第25条の27	-	-
原因調査の要請等	-	第25条の28	-	-
他の施設等の設置の制限	-	第25条の29	-	-
兼用工作物の工事	第15条	第25条の30	第25条の30	第31条
公共下水道管理者以外の行う工事等	第16条	第25条の30	第25条の30	第31条
兼用工作物の費用	第17条	第25条の30	第25条の30	第31条
損傷負担金	第18条	第25条の30	第25条の30	第31条
汚濁原因者負担金	第18条の2	第25条の30	-	-
工事負担金	第19条	-	-	-
使用料	第20条	-	-	-
放流水の水質検査等	第21条	第25条の30	第25条の30	-
発生汚泥等の処理	第21条の2	第25条の30	-	-
設計者等の資格	第22条	第25条の30	第25条の30	-
下水道台帳	第23条	第25条の30	第25条の30	第31条
行為の制限等	第24条	-	-	第29条
条例で規定する事項	第25条	第25条の30	第25条の30	第31条
指定	-	-	-	第27条
管理の基準等	-	-	-	第28条
特定排水施設の構造	-	-	-	第30条

6-6 公共用水域の水質保全

(1) 水質保全のための施策

ア 水質環境基準

環境基本法第16条第1項において、政府は人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、水質の汚濁に係る環境上の条件について、維持されることが望ましい基準を環境基準として定めることを規定しています。

この規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準は「人の健康に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められています。

このうち健康項目については、全ての公共用水域に一律に適用され、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた類型を指定し、適用される基準です。

イ 排水基準

公共用水域の水質汚濁源としては、大別して、生活排水、工場排水、その他畜産排水等があげられます。

このうち、工場、事業所等からの排水については、水質汚濁防止法に基づき、健康項目及び生活環境項目に関して、全国一律に排水基準が定められ排水の水質が規制されていますが、この「一律排水基準」では、良好な環境保全が困難な水域については、都道府県条例により一律排水基準より厳しい排水基準(「上乘せ排水基準」)を設定することができることとなっています。本県では、工場排水等で水質汚濁の進んだ田子の浦水域、浜名湖水域について昭和47年に上乘せ排水基準が設定され、昭和51年の伊豆水域及び天竜川水域の設定によって、県下のほぼ全域(13水域)にわたり上乘せ排水基準の設定が行われています。

下水道終末処理施設は、水質汚濁防止法により特定施設とされ、これらの排水基準の適用を受けることとなるため、下水道法により下水道を使用する事業場に対して、下水道への排除基準を定めています。

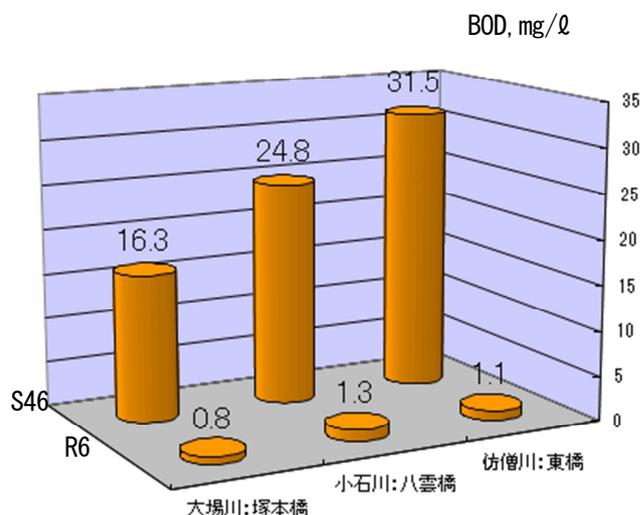
(2) 水質汚濁の現況

昭和40年代、公共用水域の水質汚濁が公害問題として表面化し、静岡県においても静岡県公害防止センターにより昭和46年から水質の調査及び監視が始められました。

現在では生活排水対策や産業排水対策が進み、BOD(生物化学的酸素要求量)を指標とした水質は調査開始時に比べ、大幅に改善されています。

BOD年間平均の変化

水域名	河川名	測定地点	S46 平均値	R6 平均値
狩野川水域	大場川	塚本橋	16.3	0.8
志太水域	小石川	八雲橋	24.8	1.3
太田川水域	仿僧川	東橋	31.5	1.1



主要測点の水質汚濁の経年変化

河川・湖沼（BOD・COD75%値）

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	渚橋
	河津川	河津川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.1	新下田橋
	青野川	青野川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H6.4.1	加畑橋
	白田川	白田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1	しらなみ橋
鮎沢川 水域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S50.1.1	県境
						竹の下えん堤
狩野川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S45.9.1	瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	徳倉橋
						黒瀬橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	蛇ヶ橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H2.4.1	出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	5年以内で可及的 速やかに達成	R4.4.1見直し	塚本橋
黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R5.4.1見直し	あゆつぼの滝	
黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R5.4.1見直し	黄瀬川橋	
田子の浦 水域	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H16.5.1見直し	井出六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川 D BOD:8mg/L以下	直ちに達成	H11.4.1見直し	沼川新橋
	潤井川	潤井川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H18.4.1見直し	くすのき橋 前田橋
富士川 水域	富士川下流	身延橋(山梨県)より下流	河川 A BOD:2mg/L以下	5年以内で可及的 速やかに達成	S48.3.31	富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H1.4.1	横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H1.4.1	芝富橋
奥駿河湾 水域	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	3年	S47.8.1	浦安橋
	巴川	巴川の河口の左岸と右岸を結んだ直線 から上流の巴川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	S47.8.1	区境巴川橋 港橋
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H17.5.1見直し	牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R5.4.1見直し	浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で可 及的速やかに達成	H16.5.1	べったん橋

() 内数値は類型設定変更以前の数値
 ※ 赤字は環境基準の超過箇所

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1.3	1.4	1.4	1.3	1.1	0.8	1.2	1.3	1.5	1.1	1.5	1.4	1.3	0.9	1.1	0.9	0.9	0.7	0.9	0.6	1.0	0.8
(2.0)	(1.6)	(1.5)	(1.4)	(2.0)	(1.7)	(1.6)	(1.3)	(1.5)	(1.4)	(1.7)	(1.9)	(1.2)	(1.2)	(1.3)	(1.3)	(1.0)	(0.8)	(0.8)	0.8	0.8	0.6
1.4	1.3	1.3	1.4	1.5	0.8	1.1	1.3	1.2	1.1	1.5	1.8	1.4	1.0	1.0	0.6	0.8	0.6	0.9	0.5	0.9	<0.5
1.4	1.0	1.3	0.9	1.3	0.7	0.9	1.3	1.2	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	0.8	1.3	0.8	0.7	1.2	1.1	0.6
1.5	1.2	1.4	1.0	1.4	0.9	0.9	1.2	1.1	1.0	1.4	1.4	1.3	1.0	0.8	0.8	1.1	0.6	0.8	0.9	1.1	0.7
1.1	0.9	0.9	1.1	0.9	0.6	0.9	1.0	1.0	0.9	1.1	1.4	1.2	1.1	1.0	0.7	0.8	0.7	0.6	1.0	0.8	<0.5
1.6	1.3	1.6	1.9	1.3	1.1	1.4	1.4	1.2	1.1	1.1	1.3	1.4	1.0	1.1	1.2	0.8	0.9	0.9	1.0	1.4	0.7
1.4	1.4	1.6	1.5	1.5	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.6	1.4	1.4	1.2	1.2	0.9	0.7	1.0	1.2	1.0	0.7
1.1	0.8	1.0	1.2	1.2	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	<0.5	0.7	<0.5	0.8	0.6	0.5	<0.5
1.1	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.8	0.9	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(1.2)	(0.9)	(0.9)	(1.1)	(1.4)	(0.7)	(1.0)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.6)	(0.6)	(0.9)	(1.0)	(0.7)	(0.7)	<0.5	<0.5	(0.6)	0.7	0.6	0.6
(1.2)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(1.1)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(1.0)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	0.6	0.5	0.6
(1.3)	(1.2)	(1.4)	(1.2)	(1.2)	(0.9)	(1.1)	(1.2)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.3)	(1.4)	(1.2)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(1.4)	(1.0)	0.9	1.0	0.8
(1.4)	(1.1)	(1.5)	(1.1)	(1.0)	(0.7)	1.2	1.3	0.9	0.8	1.0	0.8	0.7	1.0	0.8	0.7	0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5
1.6	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.3	1.7	1.2	1.1	1.2	1.0	1.4	1.2	1.0	0.9	1.3	2.2	1.9	1.7	1.8	1.1
(2.2)	(1.9)	(2.2)	(2.0)	(2.0)	(1.6)	(1.5)	(1.3)	(1.5)	(1.5)	(1.2)	(1.2)	(1.4)	(1.5)	(1.0)	(1.1)	(0.9)	(1.0)	(1.0)	1.4	1.0	0.8
1.9	1.8	1.9	2.0	1.4	1.3	1.3	1.6	1.4	1.5	1.5	1.8	1.8	1.6	1.2	1.4	0.9	1.7	1.1	1.0	1.1	0.7
2.1	1.8	2.7	2.4	2.3	2.3	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.9	1.4	1.8	1.5	1.7	1.4	1.2	1.3	1.8	1.3	1.6
(2.8)	2.4	2.5	2.4	2.9	2.9	2.3	1.8	2.4	2.5	2.2	2.4	2.3	1.8	2.6	3.5	2.6	2.9	2.2	2.4	1.5	1.7
4.7	3.2	4.6	5.3	3.3	2.2	2.7	3.2	2.8	3.3	3.1	3.1	3.3	2.7	2.7	2.4	2.2	1.9	2.4	1.8	1.5	1.8
(1.4)	(1.6)	(1.3)	1.0	1.0	1.5	1.4	1.3	1.3	1.1	1.6	1.3	1.3	1.3	1.0	0.9	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2	0.8
(1.5)	(1.3)	(1.3)	1.1	1.2	1.2	0.9	1.4	1.1	1.5	1.8	1.8	1.4	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.4
0.9	0.6	1.8	0.9	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7
0.6	0.7	0.7	0.9	0.8	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.5	1.3	1.5	1.4	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	1.1	1.3	0.5
1.2	1.2	1.2	1.4	1.0	0.9	1.0	1.3	1.1	0.8	1.3	1.0	1.4	1.1	0.9	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	1.0	0.7
0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.7	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5
0.9	1.1	0.8	1.0	2.9	1.0	0.6	0.9	0.7	0.9	0.6	<0.5	0.5	0.5	0.8	1.0	0.6	0.6	0.7	<0.5	0.5	<0.5
5.0	5.4	6.4	4.7	4.4	2.1	1.6	1.8	1.7	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	2.0	1.7	1.4	1.6	1.5	1.6	1.7	1.0
3.1	1.9	2.4	1.5	2.2	1.9	1.1	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.7	1.0	1.1	0.9	1.0	0.7	1.0	0.8	0.9	0.8
0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
0.6	0.5	<0.5	0.7	0.9	0.6	0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(0.5)	(0.5)	<0.5	1.5	1.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
1.9	1.7	1.3	1.3	1.2	1.3	1.6	1.3	1.5	1.2	1.3	1.0	0.8	1.3	1.4	1.3	1.1	0.8	1.1	0.8	1.1	1.1
	5.3	3.8	5.5	2.0	1.4	2.4	1.4	1.3	1.7	1.0	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.5

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	勝草橋
	瀬戸川下流及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横 内橋から下流の朝比奈川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	S49.1.1	当目大橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	横内新橋
	小石川	小石川本流	河川 D BOD:8mg/L以下	直ちに達成	H13.9.1見直し	八雲橋
	黒石川	黒石川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	黒石橋
	栃山川	栃山川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	3年	S49.1.1	一色大橋
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S46.5.25	下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	神座
	大井川下流	大井川より下流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H21.4.1見直し	富士見橋
榛南小 笠水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S50.1.1	高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	直ちに達成	H2.4.1	鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	H29.4.1見直し	湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	5年を超える期間で可 及的速やかに達成	H6.4.1	寄子橋
太田川 水域	勝間田川	勝間田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	港橋
	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	二瀬西橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S49.1.1	二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1見直し	東橋
	敷地川	敷地川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	R4.4.1見直し	鞍下橋
逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H4.4.1	曙橋	
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池	全域	湖沼 A COD:3mg/L以下	直ちに達成	H15.3.27	ダムサイト
	天竜川上流	早木戸川合流点(長野県)から鹿島橋ま で	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	S47.4.6	鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	河川 AA BOD:1mg/L以下	直ちに達成	H21.3.31見直し	掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	直ちに達成	R5.4.1見直し	茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	直ちに達成	H10.4.1見直し	白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴橋から新川の河口の左岸と右岸を 結んだ直線までの新川本流	河川 C BOD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	H9.4.1見直し	志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川 B BOD:3mg/L以下	3年	S47.8.1	中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸と右岸を結んだ直 線から上流の都田川本流	河川 A BOD:2mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸の西南端と右岸の東南端を結ん だ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼 B COD:5mg/L以下	5年を超える期間で 速やかに達成	H9.4.1見直し	拓希橋

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
(1.0)	(0.5)	(0.7)	<0.5	<0.5	(0.5)	<0.5	<0.5	(0.7)	(0.8)	(0.8)	<0.5	<0.5	(0.6)	(0.7)	(0.7)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	0.7	<0.5	0.5
2.0	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	0.8	1.0	1.2	1.1	1.3	0.9	1.1	1.4	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8
(1.0)	(0.5)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(1.0)	(1.5)	(0.9)	(0.5)	<0.5	(0.6)	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(0.7)	(0.9)	0.7	<0.5	0.7
3.7	5.5	4.3	3.4	5.8	4.2	2.8	2.4	3.2	2.6	3.4	2.2	1.8	1.6	2.0	2.1	1.6	2.1	1.8	1.8	1.3	1.3
3.7	4.0	3.3	2.8	3.4	2.3	2.2	1.8	3.5	2.5	2.7	1.6	1.7	2.0	3.1	3.3	2.0	2.5	3.4	2.5	1.9	1.8
4.1	2.5	1.9	1.6	2.4	1.9	1.3	1.5	2.3	2.5	3.3	1.8	1.7	2.0	2.4	2.4	2.5	2.1	2.1	1.3	1.5	1.6
1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.8	0.8	<0.5	<0.5	0.8	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(0.9)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
(1.2)	(1.0)	(1.9)	(1.0)	(1.3)	(1.0)	0.7	<0.5	1.1	0.7	1.0	0.9	0.9	1.3	0.7	1.3	0.9	0.8	0.8	1.1	0.8	0.9
1.6	1.2	1.6	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.6	1.1	1.3	1.2	0.9	0.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.9	2.0	1.7	1.4
(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.7)	(1.2)	(1.4)	(1.1)	(1.0)	(1.3)	(1.0)	(1.1)	(0.9)	(1.0)	(0.7)	(1.7)	(1.4)	(1.6)	(1.2)	(2.5)	1.3	1.2	1.2
3.8	2.5	2.8	2.2	2.9	2.0	1.6	1.4	1.6	1.5	1.6	1.6	1.6	1.3	2.3	2.5	1.9	1.9	2.4	2.0	1.7	1.5
2.0	1.5	1.7	1.5	1.5	1.3	1.1	1.6	1.4	1.9	1.6	0.9	1.5	1.4	1.9	1.7	1.2	1.1	1.1	1.1	1.3	1.2
(1.2)	(1.0)	(1.8)	(1.8)	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(1.7)	(1.7)	(1.5)	(1.2)	(0.8)	(1.1)	(1.3)	(1.1)	(1.3)	(1.3)	(0.9)	(1.1)	0.9	1.1	1.0
2.7	2.2	1.7	1.9	1.8	2.1	2.2	1.5	2.2	2.1	1.7	1.8	1.6	2.2	2.3	2.0	2.2	1.5	1.3	1.4	1.4	1.2
(2.1)	(1.3)	(2.2)	(1.4)	(1.5)	(1.2)	(1.0)	(1.3)	(1.4)	(1.8)	(1.6)	(1.0)	(1.1)	(1.3)	(1.7)	(1.4)	(1.1)	(1.4)	(1.8)	1.5	1.0	1.0
(1.3)	(1.9)	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(0.8)	(1.1)	(1.1)	(0.9)	(1.2)	(1.6)	(0.8)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(1.0)	(0.8)	1.2	0.8	0.9
(1.7)	(2.3)	(1.6)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(1.1)	(2.4)	(1.2)	(1.4)	(1.4)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(1.2)	(1.5)	(0.8)	1.4	1.1	0.7
3.0	1.9	2.4	1.7	1.8	1.8	1.2	1.7	1.4	1.8	1.8	1.8	1.5	1.4	1.4	1.5	1.7	1.7	1.5	1.8	1.4	1.2
3.2	1.7	2.0	2.1	1.9	1.9	1.8	1.6	1.7	2.4	2.0	1.7	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1
(2.6)	(2.6)	(2.1)	(1.5)	(1.7)	(1.3)	(1.8)	(1.2)	(1.5)	(1.9)	(1.9)	(1.6)	(1.4)	(1.3)	(1.2)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(1.0)	1.6	1.4	1.1
(1.9)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(1.2)	(1.1)	(1.0)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.4)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(0.5)	(0.7)	(0.6)	0.8	0.6	0.7
2.9	3.9	2.8	3.2	3.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.6	2.2	1.7	2.6	1.8	1.9	2.1	1.7	1.3	1.8	1.8	1.9
	2.4	3.9	3.1	2.1	2.9	2.9	2.5	2.5	3.0	3.1	2.5	2.6	2.4	2.5	2.3	2.2	2.1	2.5	2.2	2.3	1.9
<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7	0.5	0.7	<0.5	0.9	1.0	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6	0.8
0.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	<0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	<0.5	0.8	1.0	1.0	0.6	0.9	0.9	0.7	0.7
2.9	1.8	2.0	1.8	1.6	1.6	1.2	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	2.2	1.6	1.0	1.1	1.0	1.6	1.0	1.2
3.4	2.4	3.5	2.5	2.4	1.7	1.2	1.3	1.4	1.3	1.5	1.8	1.8	1.0	1.9	1.3	0.9	1.0	1.1	1.0	1.1	0.9
5.8	4.8	5.7	5.9	5.0	5.6	4.1	5.0	4.5	4.9	4.9	5.6	3.7	4.7	4.7	4.0	4.8	3.7	3.7	4.9	4.8	4.5
2.9	2.2	2.7	2.7	3.5	2.2	1.5	1.7	2.1	1.6	1.7	1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	0.9	0.8	1.4	1.0	1.2	1.5
1.0	0.9	1.1	1.4	1.2	1.0	1.0	0.8	1.2	1.6	1.3	1.4	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.7	1.5	1.1	1.2	1.9
13	13	12	13	10	9.4	8.3	9.1	7.9	8.2	8.4	8.4	7.7	8.3	8.7	8.7	8.1	7.0	7.4	7.8	8.1	7.0

海域（COD75%値）

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点		
伊豆水域	伊豆沿岸海域	千歳川右岸から伊豆大瀬崎灯台に至る陸岸の地先海域	海域 A	COD2mg/L以下	直ちに達成	S51.1.11	神奈川県境沖	
							熱海港港中央	
							網代漁港港中央	
							網代漁港沖	
							伊東港港中央	
							稲取漁港港中央	
							下田港港中央	
							妻良漁港港中央	
							松崎港港中央	
							土肥港港中央	
戸田漁港港中央								
奥駿河湾 水域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径700mの円弧及び陸岸に囲まれた海域	海域 C	COD8mg/L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	C-1	
							C-2	
							C-3	
	田子の浦地先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波堤の先端を結ぶ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,700mの円弧及び陸岸に囲まれた海域であって田子の浦港に係る部分を除いたもの	海域 B	COD3mg/L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	B-1	
							B-2	
							B-3	
	田子の浦地先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域であって田子の浦港及び田子の浦地先海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域 A	COD2mg/L以下	5年以内で可及的速やかに達成	S46.5.25	A-1	
							A-2	
							A-3	
	奥駿河湾	奥駿河湾	清水灯台と伊豆大瀬崎灯台を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち、清水港、田子の浦港、田子の浦地先海域(甲)及び田子の浦地先海域(乙)並びに沼津港外港及びその前面海域を除く海域	海域 A	COD2mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	富士川沖
								由比川沖
								I.B.P
								田子の浦沖
原町沖								
志下沖								
狩野川河口沖								
清水港	清水真崎灯台と清水港興津防波堤灯台を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域	海域 B	COD3mg/L以下	直ちに達成	S47.8.1	江尻埠頭沖		
沼津港外港及びその前面海域	狩野川の右岸側の導流堤の先端を中心とする半径500mの円弧、沼津港外港の埠頭及び陸岸により囲まれた海域	海域 B	COD3mg/L以下	5年	S47.8.1	沼津新港前面海域		

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1.8	1.4	1.9	1.5	1.7	1.9	1.5	2.2	1.4	1.6	1.6	1.6	1.4	1.7	1.5	1.3	2.0	2.0	1.4	1.6	1.4	1.2
1.6	1.2	1.6	1.3	1.1	1.7	1.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.7	1.8	1.8	1.5	1.1	1.5	1.7	1.1	1.3	1.0	1.1
1.7	1.3	1.3	1.2	1.4	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.5	1.7	1.8	1.4	1.1	1.4	1.6	1.4	1.1	1.6	1.1
1.6	1.1	1.5	1.1	1.4	1.8	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.3	1.3	1.1	1.4	1.9	1.1	1.1	1.5	1.2
1.6	1.4	1.4	1.3	1.5	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.7	1.6	1.5	1.2	1.5	1.9	1.5	1.7	1.1	1.3
1.5	1.2	1.3	1.2	1.5	1.4	1.6	1.7	1.3	1.3	1.7	1.3	1.7	1.5	1.2	1.0	1.6	1.7	1.3	1.3	1.0	1.0
1.7	1.5	1.4	1.1	1.6	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.5	1.3	2.2	2.1	1.7	1.6	1.1	1.3
1.5	1.3	1.6	1.1	1.3	1.6	1.2	1.7	1.7	1.5	1.6	1.3	1.6	1.4	1.3	0.9	1.6	1.7	1.4	1.5	1.3	1.3
1.9	1.5	1.6	1.1	1.6	1.8	1.4	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.4	1.1	1.5	1.5	1.3	1.4	1.3	1.1
1.5	1.1	1.0	1.1	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.7	1.3	1.4	1.7	1.4	1.1	1.3	1.4	1.6	1.2	1.4	1.3	1.1
1.4	1.1	1.1	1.8	1.3	1.6	1.3	1.6	1.8	1.4	1.8	1.6	1.8	1.8	1.2	1.5	2.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.2
4.6	5.0	4.9	4.1	4.6	4.5	2.9	3.0	3.2	2.6	2.8	3.8	4.0	3.8	3.0	2.6	2.6	3.6	3.8	3.1	4.9	4.5
4.8	5.0	3.9	4.6	4.1	4.2	3.9	3.4	2.7	2.9	3.2	2.8	3.1	3.0	3.0	3.1	2.3	3.2	3.7	3.4	5.3	4.5
2.4	2.8	1.7	2.1	1.2	1.6	1.0	1.0	1.2	1.2	1.5	1.4	1.9	1.8	1.6	1.4	1.2	1.7	1.8	2.0	3.8	2.8
1.6	2.0	1.9	2.5	2.0	1.5	1.3	1.9	1.5	2.0	1.7	1.6	2.3	2.5	1.7	2.2	1.9	2.6	2.4	2.5	3.3	3.1
1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.3	0.7	1.1	1.4	1.2	1.5	1.5	2.1	1.8	1.7	1.8	1.6	1.8	2.0	2.3	3.1	2.6
1.3	1.3	1.4	1.6	1.7	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	2.0	1.8	1.5	1.4	1.1	1.4	2.1	1.8	2.6	2.7
1.2	1.4	1.5	1.6	1.4	1.1	1.0	1.5	1.4	1.0	1.2	1.4	1.9	1.9	2.0	1.5	1.5	1.6	1.9	2.0	2.6	1.9
0.9	1.3	1.4	1.5	1.5	1.2	1.1	1.3	1.4	1.2	1.1	1.3	2.0	1.7	1.5	1.3	1.2	1.6	1.5	1.7	2.8	2.1
1.0	1.2	1.7	1.6	1.2	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.4	1.6	1.6	1.5	1.2	1.2	1.2	2.1	1.9	2.4	2.1
1.5	1.8	1.2	2.3	0.9	1.6	0.6	0.7	0.7	0.7	1.1	0.9	1.3	1.0	1.2	2.2	0.9	2.3	2.1	2.2	2.7	1.7
1.0	1.0	1.0	1.6	0.7	1.3	0.5	0.8	0.9	0.8	0.7	1.0	1.2	0.8	0.8	1.1	0.6	1.8	1.5	2.2	2.4	2.7
1.3	1.9	1.2	1.5	0.7	1.3	0.6	0.8	0.6	0.8	1.0	0.9	1.2	1.1	0.6	1.3	0.7	1.6	1.5	1.8	1.9	1.8
0.8	1.4	0.8	1.8	0.7	1.8	0.8	0.7	0.5	0.7	1.1	1.2	1.3	1.0	0.5	0.7	0.7	1.8	1.5	1.9	2.0	1.6
0.7	1.7	1.0	1.8	0.7	1.8	0.5	0.8	0.7	0.7	1.1	0.9	1.5	1.0	0.6	1.4	1.3	1.8	1.6	1.9	2.0	2.2
0.7	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.5	0.8	0.6	0.6	1.5	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	0.7	1.9	1.9	1.9	1.8	2.0
0.6	1.8	0.9	1.6	0.7	1.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.9	0.7	1.2	0.7	0.7	0.8	0.8	2.1	1.9	1.8	2.0	2.3
2.9	2.5	2.4	2.4	2.3	2.0	3.0	2.6	2.7	2.4	3.0	2.3	2.5	2.7	3.0	2.6	2.9	3.1	2.4	3.6	2.9	2.2
1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.6	1.4	1.9	1.5	1.7	1.5	1.7	1.8	1.6	1.8	2.9	1.2	1.3	1.5	1.3	1.4

水域名	環境基準設定 水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型	達成期間	設定期日	測定地点
西駿河湾 水域	用宗漁港	東防波堤、同防波堤南端と西防波堤南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S49.1.1	用宗漁港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域 A COD:2mg /L以下	直ちに達成	S49.1.1	久能沖
						高松沖
						石部沖
						焼津漁港沖
						栃山川沖
						勝間田川沖
御前崎漁港中央						
焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸東端と冲南防波堤北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S49.1.1	焼津地区港中央	
大井川港	北防波堤、同防波堤東端と南防波堤東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S49.1.1	大井川港中央	
遠州灘 水域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海岸	海域 A COD:2mg /L以下	直ちに達成	S50.1.1	新野川沖
						菊川沖
						太田川沖
						馬込川沖
						愛知県境沖
浜名湖 水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部と西導流堤の基部を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域 A COD:2mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	湖心
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5,962番地の10地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2,503番地の30地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	鷺津
	松見ヶ浦	州ノ鼻の南端と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市西区白州町字村上3,834番地の1の堤塘敷の南端と同市同区古見町3,003番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	白州
	宇布見湾	新川の河口の左岸と右岸を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端と同市同区舞阪町舞阪字十王2,699番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域 B COD:3mg /L以下	直ちに達成	S47.8.1	塩田

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
2.3	2.1	2.1	2.6	1.9	1.6	1.8	1.8	1.9	2.1	1.9	1.8	2.1	1.8	1.6	2.1	2.0	2.1	1.6	2.1	2.1	1.3
1.8	1.6	1.8	1.9	1.8	1.5	1.8	1.3	2.2	1.5	2.1	1.4	1.8	1.5	1.5	1.8	1.7	1.9	1.9	1.9	2.0	1.6
1.9	1.5	1.7	1.9	1.7	1.4	2.0	1.6	2.0	1.5	1.9	1.4	2.1	1.6	1.4	1.7	1.9	1.8	2.1	1.9	1.8	1.6
2.0	1.9	2.0	2.0	1.9	1.3	2.1	1.8	2.3	1.4	1.8	1.5	1.7	1.5	2.1	1.7	2.1	1.9	1.8	2.1	2.0	1.8
1.6	1.2	1.5	1.7	1.8	1.4	1.5	1.9	2.5	2.1	2.8	2.9	1.9	2.1	2.7	1.9	2.4	1.9	1.7	2.0	1.6	1.6
1.5	1.1	1.3	1.5	1.4	1.7	1.2	1.8	2.4	2.0	2.6	2.3	2.3	2.4	2.3	2.0	2.3	2.1	2.0	1.9	1.5	1.6
1.5	1.1	1.2	1.5	1.6	1.5	1.4	1.9	2.5	2.1	2.5	2.8	2.1	2.4	1.9	2.0	2.4	1.7	2.1	1.8	1.5	1.7
1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.1	1.5	2.0	2.5	2.8	2.4	2.6	2.6	2.6	1.7	2.2	2.4	2.5	2.2	1.9	1.9	2.1
2.3	1.5	1.9	1.9	2.0	1.5	1.7	3.1	4.2	4.5	5.0	3.2	2.2	2.7	3.0	2.7	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.4
2.5	2.2	2.1	2.3	2.2	2.1	2.0	3.0	3.4	3.0	3.6	2.9	2.5	3.0	3.0	2.9	2.5	2.2	2.4	2.4	2.2	2.7
2.1	1.6	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	2.8	3.1	3.0	2.8	2.9	2.4	2.6	2.6	2.3	2.5	2.2	1.9	2.0	1.9	2.1
0.8	0.7	1.0	1.2	1.4	1.4	1.3	1.0	0.9	0.8	1.0	0.7	0.8	1.0	0.8	1.1	1.5	0.9	1.0	1.2	1.0	1.4
0.8	0.7	1.0	1.0	1.1	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0	0.8	1.1	1.3	0.9	0.9	1.4	1.1	1.4
1.2	0.7	1.0	1.0	1.4	1.4	0.8	0.9	0.9	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8	0.9	1.3	1.0	0.9	1.0	1.2	1.3
0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	0.7	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.0	1.2	1.3	1.0	1.1	1.2	1.1	1.5
1.0	0.8	1.1	1.5	1.2	1.2	1.1	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3	1.0	1.4	1.4	1.2	1.2	1.4	1.1	1.7
1.0	1.0	1.2	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0	0.9	1.3	0.9	1.0	0.6	0.8	1.2	1.1	1.1	1.3	1.2	1.7
1.6	1.4	1.4	1.9	2.0	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.0	2.4	2.5	2.0	2.2	1.9	1.9	2.0	1.9	1.7	2.0	2.2
1.6	1.4	1.8	2.1	2.1	2.3	2.2	2.4	2.7	2.5	2.0	2.3	1.9	2.1	2.0	1.8	1.8	1.9	1.8	1.5	2.1	2.1
0.7	0.7	0.7	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.4	1.6	1.5	1.5	1.7	0.7	1.5	1.6
1.8	1.4	1.9	2.6	2.5	2.6	2.5	2.6	2.5	2.9	2.2	2.3	2.1	2.1	2.2	2.3	1.9	2.0	2.1	2.4	2.5	2.2
1.6	1.4	1.9	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.7	2.7	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.0	2.1
2.4	2.0	2.6	2.9	2.4	2.6	2.5	2.8	3.5	3.2	2.9	3.0	2.7	2.9	2.6	2.7	2.6	2.9	2.7	2.9	2.7	2.8
2.1	1.8	2.0	2.6	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.6	2.8	2.4	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.4	2.6	2.3	2.3
1.0	0.6	0.9	1.5	1.6	1.8	1.6	1.5	1.5	1.9	1.6	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5	1.6	1.6	1.3	1.4	1.7

窒素・磷

環境基準設定水域の名称	環境基準設定水域の範囲	水域類型		達成期間	設定期日	測定地点	
浜名湖(イ)	今切口の東導流堤の基部と今切口の西導流堤の基部を結んだ直線、湖西市鷺津字大畑ヶ2499番地の9と浜松市西区村柳町4226番地の51を結んだ直線、浜松市西区村柳町5534番地と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番の1を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅱ	全窒素:0.3mg/L以下 全磷:0.03mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める 暫定目標 全窒素： - 全磷:0.032mg/L以下	H9.4.1	新居 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						新場 (採取水深 0.5m)	全窒素
	全磷						
	平均	全窒素					
	全磷						
浜名湖(ロ)	富士紡三角点(湖西市鷺津)と御産橋の南端(浜松市西区村柳町)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	全窒素:0.6mg/L以下 全磷:0.05mg/L以下	直ちに達成	H9.4.1	湖心 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						新所 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
	猪鼻湖 (採取水深 0.5m)	全窒素					
	全磷						
	平均	全窒素					
	全磷						
浜名湖(ハ)	浜松市西区村柳町5534番地と浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地の1を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	全窒素:0.6mg/L以下 全磷:0.05mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める 暫定目標 全窒素:0.6mg/L以下 全磷:0.069mg/L以下	H9.4.1	白州 (採取水深 0.5m)	全窒素
							全磷
						雄踏 (採取水深 0.5m)	全窒素
	全磷						
	平均	全窒素					
	全磷						
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	全域	湖沼Ⅳ	全磷:0.05mg/L以下 (全窒素を除く)	直ちに達成	H15.3.27	ダムサイト	全窒素
							全磷

○海域における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況の評価

環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものとする。

複数の環境基準点をもつ水域については、各環境基準点における表層の年間平均値を、すべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

○湖沼における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況の評価

環境基準点において、表層の年間平均値があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものとする。

複数の環境基準点をもつ水域については、水域内のすべての環境基準点において、基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと評価する。

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0.19	0.21	0.20	0.18	0.21	0.17	0.19	0.17	0.13	0.13	0.16	0.18	0.20	0.19	0.15	0.17	0.17
0.020	0.024	0.022	0.016	0.023	0.017	0.023	0.019	0.015	0.018	0.018	0.020	0.022	0.023	0.023	0.023	0.020
0.22	0.22	0.23	0.21	0.22	0.16	0.19	0.21	0.14	0.13	0.19	0.19	0.23	0.18	0.14	0.21	0.18
0.018	0.022	0.022	0.017	0.020	0.015	0.019	0.020	0.016	0.017	0.020	0.019	0.022	0.022	0.017	0.023	0.020
0.21	0.21	0.22	0.20	0.22	0.22	0.19	0.19	0.14	0.13	0.18	0.19	0.22	0.19	0.15	0.19	0.17
0.019	0.023	0.022	0.017	0.022	0.022	0.021	0.020	0.016	0.018	0.019	0.020	0.022	0.023	0.018	0.023	0.020
0.30	0.37	0.35	0.30	0.28	0.24	0.67	0.36	0.21	0.23	0.30	0.28	0.29	0.22	0.32	0.34	0.27
0.020	0.028	0.025	0.019	0.018	0.014	0.052	0.025	0.017	0.020	0.026	0.022	0.023	0.023	0.030	0.032	0.027
0.32	0.35	0.34	0.32	0.28	0.25	0.25	0.36	0.22	0.21	0.28	0.26	0.31	0.24	0.25	0.32	0.24
0.019	0.027	0.022	0.018	0.019	0.013	0.017	0.025	0.018	0.018	0.022	0.021	0.024	0.022	0.026	0.030	0.023
0.80	1.04	0.67	0.81	0.69	0.66	0.55	1.10	0.66	0.65	0.86	0.81	0.84	0.79	0.66	0.81	0.75
0.021	0.040	0.028	0.029	0.034	0.028	0.031	0.038	0.030	0.040	0.041	0.040	0.043	0.039	0.035	0.049	0.040
0.47	0.58	0.45	0.48	0.42	0.42	0.49	0.61	0.36	0.36	0.48	0.45	0.48	0.42	0.41	0.49	0.42
0.022	0.031	0.025	0.022	0.024	0.024	0.033	0.029	0.022	0.026	0.030	0.028	0.030	0.028	0.030	0.037	0.030
0.79	0.75	1.00	0.83	0.82	0.98	0.73	1.20	0.65	0.61	0.79	0.85	0.85	0.64	0.63	0.90	0.62
0.039	0.047	0.045	0.039	0.045	0.043	0.051	0.048	0.042	0.046	0.065	0.053	0.049	0.045	0.053	0.069	0.050
0.41	0.40	0.51	0.33	0.47	0.26	0.31	0.37	0.25	0.24	0.39	0.40	0.36	0.28	0.24	0.41	0.32
0.030	0.034	0.035	0.023	0.036	0.025	0.027	0.029	0.025	0.030	0.042	0.033	0.031	0.029	0.027	0.045	0.034
0.60	0.57	0.76	0.58	0.65	0.65	0.52	0.79	0.45	0.43	0.59	0.63	0.61	0.46	0.44	0.66	0.47
0.035	0.040	0.040	0.031	0.041	0.041	0.039	0.039	0.034	0.038	0.054	0.043	0.040	0.037	0.040	0.057	0.04
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.029	0.041	0.032	0.045	0.029	0.030	0.020	0.032	0.027	0.033	0.043	0.034	0.059	0.039	0.023	0.033	0.034

【参考】

- 水質汚濁に係る環境基準について — 環境省 HP
<http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>
- 一律排水基準について — 環境省 HP
<http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>
- 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定計画
— 静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課 HP
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1017904.html>
- 静岡県公共用水域の水質測定結果（令和6年度）
— 静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課 HP
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1002651/1078190.html>

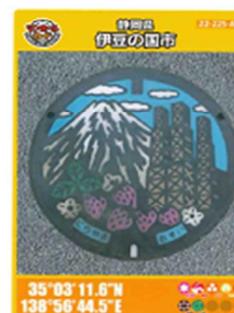
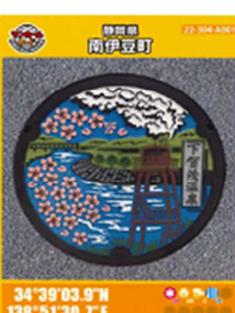
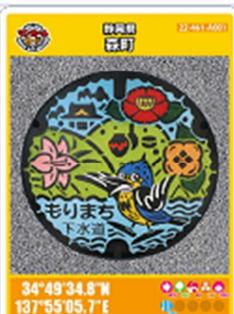
6-7 マンホールカードの紹介

マンホールカードとは、下水道事業者である地方公共団体と下水道広報プラットフォーム（GKP）が共同で製作しているマンホール蓋のコレクションアイテムです。

市町村役場や処理場、観光案内所などで無料配布を行っており、下水道への理解・関心を深めてもらえるだけでなく、このカードを目当てに市町を訪れる観光客も増えており、自治体そのものの広報の一助にもなっています。（※配布情報については、各市町HPをご覧ください。）

・静岡県内のマンホールカード一覧（令和7年12月末現在）※22市町、計30種類（第1弾～第27弾）

<p>静岡市</p>  <p>34°58'37.2"N 138°23'05.1"E</p>	<p>静岡市</p>  <p>35°01'25.1"N 138°29'19.1"E</p>	<p>浜松市</p>  <p>34°48'23.8"N 137°39'00.9"E</p>	<p>浜松市</p>  <p>34°42'36.3"N 137°43'38.2"E</p>
<p>沼津市</p>  <p>35°06'03.2"N 138°51'29.8"E</p>	<p>沼津市</p>  <p>35°05'04.4"N 138°51'30.6"E</p>	<p>熱海市</p>  <p>35°05'54.8"N 139°03'57.6"E</p>	<p>熱海市</p>  <p>35°05'56.7"N 139°04'36.2"E</p>
<p>三島市</p>  <p>35°07'21.9"N 138°54'52.4"E</p>	<p>富士宮市</p>  <p>35°13'20.3"N 138°37'20.5"E</p>	<p>富士宮市</p>  <p>35°13'27.1"N 138°36'35.7"E</p>	<p>富士宮市</p>  <p>35°13'37.7"N 138°36'41.6"E</p>
<p>伊東市</p>  <p>34°58'18.7"N 139°05'50.7"E</p>	<p>富士市</p>  <p>35°09'26.7"N 138°39'06.7"E</p>	<p>富士市</p>  <p>35°09'25.9"N 138°41'26.5"E</p>	<p>磐田市</p>  <p>34°42'39.2"N 137°51'07.8"E</p>

<p>焼津市</p>  <p>34°51'25.6"N 138°19'37.6"E</p>	<p>掛川市</p>  <p>34°46'07.7"N 138°00'51.1"E</p>	<p>藤枝市</p>  <p>34°52'28.6"N 138°15'31.3"E</p>	<p>御殿場市</p>  <p>35°18'02.7"N 138°55'04.1"E</p>
<p>下田市</p>  <p>34°40'44.9"N 138°56'41.9"E</p>	<p>裾野市</p>  <p>35°10'17.0"N 138°54'24.5"E</p>	<p>湖西市</p>  <p>34°41'37.8"N 137°34'09.8"E</p>	<p>伊豆の国市</p>  <p>35°03'11.6"N 138°56'44.5"E</p>
<p>南伊豆町</p>  <p>34°39'03.9"N 138°51'30.7"E</p>	<p>長泉町</p>  <p>35°08'20.2"N 138°54'01.5"E</p>	<p>長泉町</p>  <p>35°08'21.6"N 138°53'46.8"E</p>	<p>小山町</p>  <p>35°21'27.0"N 138°52'49.0"E</p>
<p>吉田町</p>  <p>34°46'17.7"N 138°15'04.6"E</p>	<p>森町</p>  <p>34°49'34.8"N 137°55'05.7"E</p>		

静岡県の生活排水処理

令和8年3月

編集発行

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL. 054-221-3082 FAX. 054-221-3586

E-mail gesui@pref.shizuoka.lg.jp